

株式会社 情報戦略テクノロジー

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 情報戦略テクノロジー と称し、英文では Information Strategy and Technology Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. ITに関するコンサルティング業務
2. コンピュータソフトウェアの開発業務
3. クラウドコンピューティングを利用した各種サービスの提供
4. クラウドコンピューティングを利用したシステムインテグレーション事業
5. 技術者、エンジニアの能力向上に関する教育、指導
6. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業、人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
7. コンピュータソフトウェアの販売代理店業務
8. 企業間の業務受発注に関する仲介及び斡旋
9. 他の事業者に係る販売、管理等の業務に関するアウトソーシング受託業務
10. 情報の処理及び提供サービス業、電気通信事業並びに広告業
11. 各種イベントの企画・運営・実施
12. 経営に関するコンサルティング業務、その他前各号に係るコンサルティング業務
13. 有価証券の売買、保有及び運用並びにその他投資事業
14. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は34,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の要件を充たしたとき、取締役会決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。

- 3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。
- 4 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(基準日)

- 第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

- 第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、この場合には株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 2 代理人は当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は当社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また、必要に応じてその他役付取締役を若干名選定することができる。

4 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役に対する報酬等)

第23条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任の一部免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中からその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役に対する報酬等)

第34条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対して招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任の一部免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人に対する報酬等)

第41条 会計監査人に対する報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任の一部免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会計監査人(会計監査人であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(期末配当金)

第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当(以下、「期末配当金」という)を行う。

(中間配当金)

第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という)を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第46条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以上